

平成31年度 社会福祉法人ささの会事業計画

社会福祉法人 ささの会

平成 31 年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設

第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業
- (ロ) 一般相談支援事業
- (ハ) 特定相談支援事業
- (ニ) 児童相談支援事業
- (ホ) 移動支援事業
- (ヘ) 生活困窮者に対する相談支援事業

公益事業

- (イ) 日中一時支援事業
- (ロ) さいたま市障害児(者)生活サポート事業
- (ハ) 福祉有償運送

平成 30 年度、改正障害者総合支援法の施行と障害福祉サービス等の報酬改定が実施された。障害福祉サービス事業所は、今まで以上に多様で複雑なニーズへの対応が求められる中、事業所の倒産や撤退も後を絶たない厳しい状況に進んでいる。特に人材確保が業界全体の課題となっているとともに、政府の示した「働き方改革」による様々な施策、消費税増税とそれに伴う処遇改善の実施などが、法人経営に大きな影響をもたらすことと予想される。

そんな中、ささの会はこれまで積み重ねてきた「一人を大切にする」実践の継続と、公共性の高い法人事業運営を使命と捉え、自信と誇りを持って取り組んでいきたい。

また、国は「障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けて地域生活支援拠点を整備する」としている。そのような状況で、さいたま市は第 5 期さいたま市障害者総合支援計画の中で、平成 31 年度より区における自立支援協議会の設置、32 年度基幹相談支援センターの増設、33 年度までの地域生活支援拠点の実施を目標に盛り込んでいる。ささの会は岩槻区において関係者によるネットワークを土台とした地域のシステムづくりが評価されており、岩槻区はこれらの事業の実施予定候補地となっている。平成 31 年度は、これまでの実践を地域自立支援協議会の運営に活かし、地域連携のもと、実効性ある実施体制ができるよう進めていきたい。

さらに国は次期報酬改定（平成 33 年度）に向けた検討課題の中で、「サービスの質を踏まえた報酬単位の設定」を掲げ、そのうえで「科学的なエビデンスに基づいたサービスの質」を考えなければならないとしている。現行の形式的なサービス提供体制を要件とする報酬とは切り離し、利用する方の立場に置き換えて、自らのサービスの質を改めて考える機会にしていく。

私たちの原点ともいいうべき基本的サービスの一つ一つの自己評価と、向上につなげる取り組みを、法人が一丸となって進めたい。

これらを踏まえて、平成 31 年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとする。

【本部重点事項】

- I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践
- II 社会福祉法の理念に基づく公共性の高い法人運営と財政基盤の安定
- III 人材確保と「働き方改革」への対応
- IV 岩槻区におけるネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築
- V 地域ニーズに基づいた事業所運営と、支援の隙間を埋めるサービス体系の整備

【事業内容】

1 社会福祉法に基づく透明な法人運営

- 1. 評議員会の開催
 - (1) 年3回（6月、1月、3月）の評議員会の開催
- 2. 理事会の開催
 - (1) 理事の改選
 - (2) 理事会の開催（年3回以上）
- 3. 運営協議会の運営
 - (1) 運営協議会の開催（年1回）
 - (2) 法人部会の開催（年4回）
 - (3) 利用者部会の開催（年3回）
 - (4) 家族部会の開催（年2回）
- 4. 情報の公開
 - (1) ホームページ等を活用した情報公開、法人パンフレットの作成
 - (2) 利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催（7月）
- 5. 組織機能の強化
 - (1) 法人事務局の体制及び機能強化
 - (2) 事業所間の連携強化
 - (3) 事業所における組織力向上
- 6. 家族との連携
 - (1) 法人事業報告会の実施
 - (2) 運営協議会・家族部会の運営

2 公益的取り組みの推進

- (1) 様々な事情で民間のサービス利用が難しい人の受け入れ
- (2) 公益的事業としての地域における機関ネットワークづくり
- (3) 居宅介護事業などの既存のサービスでは対応できない在宅の人への自費サービス（自主事業）の提供
- (4) 生活困窮者を対象とした「彩の国あんしんセーフティネット事業」の実施

3 財政基盤の安定

- (1) 適正な予算執行
- (2) 次期事業整備計画および大規模修繕計画の策定
- (3) どうかん就労継続B型の廃止と生活介護の定員変更
- (4) 自立生活援助、職場定着支援等の新規事業の検討
- (5) 新規利用希望者の受け入れ対応と従たる事業所の実施検討
- (6) 業務の効率化と適正な職員配置

4 人材確保と「働き方改革」への対応

- (1) 平成31年度人材確保計画の策定と中長期的な対策の検討
- (2) 採用に関する業務（採用、実習受け入れ、広報等）の整備と専任職員の配置

- (3) 「働き方改革」に伴う制度改正に合わせた業務の見直しと諸規定の整備
- (4) 消費税増税に伴う職員待遇と労働環境の見直し（10月）
- (5) キャリアパスに基づく職員育成と配置
- (6) 障害者の雇用促進および法定雇用率の達成（6月）

5 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

- (1) 権利擁護の徹底
 - ・利用者を中心とする虐待防止体制及び苦情解決体制の推進
 - ・利用者・職員合同の虐待防止研修の実施
 - ・運営協議会と連動した利用者自治会活動の推進
 - ・他事業所との交流による風通しのよい職場づくり
- (2) 意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践
 - ・意思決定支援ガイドラインに基づく意思決定支援の実施
 - ・意思決定支援学習会の実践
 - ・サービス管理責任者の業務のサービス等利用計画と連動した個別支援の強化
 - ・利用者へのわかりやすい情報提供、体験の機会の保障と「発言の場」づくり

6 岩槻区におけるネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築

- (1) 岩槻区自立支援協議会設置に向けた取り組みと相談支援専門員の育成
- (2) 地域生活支援拠点を視野に置いた法人内外の相談支援事業所間の連携強化
- (3) さいたま市岩槻区顔の見えるネットワーク会議における、分野や領域を超えたネットワークづくりの推進

7 地域ニーズに基づいた事業所運営と支援の隙間を埋めるサービス体系の整備

- (1) 地域生活支援拠点の整備を視野に入れた機能強化
 - ・短期入所事業・さいたま市緊急一時保護事業等による緊急時の受け入れ
 - ・グループホーム、自立訓練棟における地域移行のための体験利用の実施
- (2) 暮らしの場と働く場の新たな創出
 - ・単身型、サテライト型など、多様な形態のグループホームの増設の検討
 - ・従たる事業所、自立生活援助、就労定着支援の実施検討
- (3) 強度行動障害、医療ケアのニーズなど、地域において対応が難しい方への支援の推進

8 地域に根差した事業所運営

- (1) 法人と地域の懸け橋となるささの会サポートクラブの設置、運営
- (2) 箕輪地区における地域交流事業の試行的実施（ぽとふ館）
- (3) 自治会活動、施設行事、地域行事、学校交流等を通した地元住民との交流
- (4) 様々な媒体を活用した法人情報の発信

9 安心・安全な事業所運営

- (1) 法人総合防災計画の策定と防災計画に基づく避難訓練の定期実施
- (2) 防災、防犯の地域協力体制を視野に置いた行政等との協議の場づくり
- (3) 福祉避難所の実際的な運営についての協議・計画づくり